

東京都民間事業者に係る低公害・低燃費車導入促進補助金交付要綱

	13環車指第42号
	平成13年9月19日
改正	14環車指第176号
	平成14年8月14日
改正	14環車規第10371号
	平成15年4月1日
改正	15環車規第16387号
	平成16年4月1日
改正	24環車規第39号
	平成24年4月27日
改正	26環改車第77号
	平成26年4月22日
改正	27環改車第91号
	平成27年4月24日
改正	31環改車第48号
	令和元年5月9日
改正	2環改車第98号
	令和2年4月30日
改正	2環改車第526号
	令和3年3月29日
改正	4環改車第156号
	令和4年6月9日
改正	6環改車第523号
	令和7年1月21日

(目的)

第1 この要綱は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第34条第1項の規定による低公害・低燃費車の普及促進を図るため、事業者が行う低公害車の購入に必要な経費について、その一部を低公害・低燃費導入促進補助金（以下「補助金」という。）として事業者に交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者等)

第2 補助対象事業、補助対象者、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助限度額は、別表によるものとする。

(補助金の交付申請)

第3 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記

第1号様式) に関係書類を添えて東京都知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

（補助金の交付決定及び通知）

- 第4 知事は、第3の申請書の提出があったときは、速やかに当該申請書に係る書類を審査し、その内容を適当と認めるときは、東京都の当該年度の予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。
- 2 知事は、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、補助金交付決定額その他必要な事項を申請者に通知するものとする。

（変更承認申請等）

- 第5 申請者は、第4第2項の補助金交付決定通知を受けた後、補助金交付決定額の変更を必要とするとき又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、補助対象事業（変更、中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

（変更決定及び通知）

- 第6 知事は、第5の申請があったときは、補助金交付決定額の変更を行うことができる。
- 2 知事は、補助金交付決定額の変更をしたときは、補助金交付決定額変更通知書（別記第4号様式）により、第5の申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

- 第7 申請者は、補助対象事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに補助対象事業に係る実績報告書（別記第5号様式）に関係書類を添えて提出するものとする。

（補助金の額の確定）

- 第8 知事は、第7の実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額の確定をし、速やかに補助金額確定通知書（別記第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付及び請求）

- 第9 補助金の交付は、第8による補助金の額の確定後とする。
- 2 申請者は、補助金の交付を受けるため、第8による補助金の額の確定通知書を受けた後、速やかに請求書（別記第7号様式）を知事に提出するものとする。

（決定の取消等）

- 第10 この補助金の交付の決定後、次の各号の一に該当すると認められる場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
 - (4) 予定の期間内に事業を着手せず、又は完了しないとき。
 - (5) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、別表の補助対象者の欄に規定する暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
 - (6) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助金の額の確定を行った後においても適用があるものとする。
- 3 知事は、申請者が第1項第1号、第2号、第5号又は第6号に該当した場合、申請者等の名称及び不正の内容を公表することができる。

（財産処分の制限）

- 第11 申請者は、補助対象事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図るものとする。
- 2 申請者は、知事の承認を受けないで、取得財産をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、取得財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過した場合は、この限りでない。
- 3 申請者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（別記第8号様式）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。
- 4 知事は、処分を承認したときは、速やかに財産処分承認書（別記第9号様式）により、前項の申請をした者（以下、本条において「財産処分申請者」という。）に通知するものとする。
- 5 財産処分申請者は、取得財産の処分が完了したときは、財産処分完了報告書（別記第10号様式）を知事に提出するものとする。
- 6 知事は、前項の報告を基に、補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成29年10月4日付29財主財第138号）第3 1に該当する場合を除き、第3 2により都に返還すべき補助金相当額を算出し、財産処分申請者に通知するものとする。
- 7 財産処分申請者は、前項の額を都に納付するものとする。

（帳簿の保存）

- 第12 申請者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了後5年間保存するものとする。

（その他）

- 第13 要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

この要綱は、平成１３年４月１日から施行し、平成１３年度及び平成１４年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成１４年８月１４日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行し、平成１５年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行し、平成１６年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月２７日から施行し、平成２４年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月２２日から施行し、平成２６年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月２８日から施行し、平成２７年度の補助金から適用する。

附 則

- １ この要綱は、令和元年５月９日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。
- ２ 平成３１年４月１日から同年５月３１日までの間にあっては、補助金の交付申請の前に、補助対象車両のＣＮＧ自動車の初度登録をすることができる。この場合、補助金の交付申請及び実績報告を施行の日から２か月以内に知事に提出するものとする。

附 則

- １ この要綱は、令和２年４月３０日から施行し、令和２年度の補助金から適用する。
- ２ 令和２年４月１日から同年５月３１日までの間にあっては、補助金の交付申請の前に、補助対象車両のＣＮＧ自動車の初度登録をすることができる。この場合、補助金の交付申請及び実績報告を施行の日から２か月以内に知事に提出するものとする。

附 則

この要綱は、令和３年３月２９日から施行する。

附 則

- １ この要綱は、令和４年６月９日から施行し、令和４年度の補助金から適用する。
- ２ 令和４年４月１日から同年７月３１日までの間にあっては、補助金の交付申請の前に、補助対象車両のＣＮＧ自動車の初度登録をすることができる。この場合、補助金の交付申請及

び実績報告を施行の日から 3 か月以内に知事に提出するものとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 2 1 日から施行し、令和 7 年度の補助金から適用する。

(別表)

補助対象事業の種類	補助対象者	補助対象経費	補助金の額及び補助限度額
低公害車導入促進補助事業			
圧縮天然ガス（CNG）自動車（車両総重量3.5トン以下の車両を除く。）の導入事業（新車に限る。）	1 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証に記載された使用の本拠の位置を都内に置く自動車を所有する事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業者とする。ただし、東京都交通局長と国、地方公共団体、国又は地方公共団体が出資する団体を除く。） 2 次に掲げる個人及び団体は、補助の対象としない。 (1) 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。） (2) 暴力団（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。） (3) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの。 ※1	改造費（圧縮天然ガス（CNG）自動車への改造に要する経費をいう。）又は圧縮天然ガス（CNG）自動車の車両本体価格とこれと同種の大気汚染防止法等による最新の排出ガス規制に適合する自動車の車両本体価格との差額。 ただし、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税及び地方消費税については補助対象としない。	1台当たりの補助金の額は、車両総重量8トン超のものについては200千円、車両総重量8トン以下3.5トン超のものについては100千円とする。 ※2

※1 リース事業者がこの要綱に係る補助金の交付を申請する場合は、貸出先が「補助対象者」欄の規定に該当する場合のみ補助対象者とし、補助対象者は自動車の所有者であるリース事業者等とする。

※2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。